

都道府県・指定都市社会福祉協議会 事務局長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 事務局長
〔公印略〕

**社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの届出における
「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載の徹底について（依頼）**

日頃より、本会の事業推進につきましてご尽力賜り深謝申しあげます。

さて、令和3年4月1日より、現況報告書等の届出を行う「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の令和3（2021）年度版の運用が開始されました。今回の運用から、別添のとおり、①勘定科目の情報をファイルに出力する機能、②「拠点区分名・事業所名」の情報をファイルに出力する機能等が追加されています。

この「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を活用して届出を行う現況報告書には、社協を含むすべての社会福祉法人に責務化された「地域における公益的な取組」を記載する欄があります。各社協としての取組内容を広く発信するために、地域生活課題に積極的に向き合い、地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の確立に寄与していることを意識的に記載することが求められます。

しかしながら、現況報告書に記載がなければ、地域ニーズに応じたさまざまな取り組みを実施していても、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」を実施していない社協として見られかねません。

そもそも、「地域における公益的な取組」の責務化の背景には、社会福祉法人は、制度外の新たな地域生活課題への対応に消極的であり、非課税とされるにふさわしい国家や地域への貢献が不十分といった厳しい批判がありました。平成31年4月1日時点における「地域における公益的な取組」の実施に関する現況報告書への記載割合が53.8%であったことが公表されており、コロナ禍で国と地方自治体ともに財政の急激な悪化が予想される中で、「地域における公益的な取組」の実施率が低いようであれば、社会福祉法人への課税議論が再燃しかねません。

つきましては、貴都道府県・指定都市内の市区町村社協に対して、令和3（2021）年度の現況報告書の提出に向け、「地域における公益的な取組」の記載をあらためて周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 送付内容

- (1) 福祉医療機構「2021年度報告分 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム主な変更点について」
- (2) 〔参考資料〕NORMA 社協情報 No. 336 「すべての社協の「地域における公益的な取組」の発信率100%へ～現況報告書への漏れのない記載をお願いします～」

【問合せ先】

全国社会福祉協議会 地域福祉部（担当：岡崎、水谷）
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL：03-3581-4655 / FAX：03-3581-7858
E-mail：z-chiiki@shakyo.or.jp